

分担研究報告書

医療通訳認証における団体認証と実務者認証に関する調査研究

研究分担者 糸魚川美樹 愛知県立大学外国語学部(准教授)

**研究要旨**

医療通訳認証制度を検討するにあたり、すでに医療通訳者として活動している現任者が不利にならない制度にするために、実務経験による認証のあり方について関係者と意見交換を実施した。実務経験による認証には、医療通訳事業を実施する団体を認証する「団体認証」と医療通訳者個人を認証する「実務者認証」の2つを想定した。結果として、現状では「団体認証」は団体にとってメリットが見いだせないという意見が多かった。実務経験による認証では、現任者の何を証明するかが問題となる。試験合格による認証と同等レベルであることを証明する、または、更新時に同等のレベルに達することを証明するという考え方も可能である。

今回の調査を通して、自治体の医療通訳事業の具体的な取り組みや各地域の多様性、課題などがより明確になった。

**A. 研究目的**

あらたに資格や認定制度を立ち上げる場合、その分野ですでに経験を積んでいる者ができるだけ不利にならないような制度設計をすることが一般的である。医療通訳の実務経験を有する現任者の認証(認定)方法について、2017年度国際臨床医学会の医療通訳認証制度案における「経過措置」案にもとづく「実務者認証」と、「団体認証」のありかたについて医療通訳事業団体、医療通訳者との意見交換会を実施した。その結果にもとづき、現任者の認証(認定)方法を検討することが本研究の目的である。なお、使用する用語について以下では便宜上「認証」に統一する。

の結果を紹介し、団体認証と実務経験認証に関する意見交換をおこなった。この結果を受け、団体認証と実務経験による認証の要件案のたたき台を作成し、8月に協力を得た5団体とは別の3団体と11月に個別に意見交換会を実施した。さらにこれらの結果をまとめ、12月に1団体の登録医療通訳者と意見交換会を実施した。協力団体は、公益財団法人3件、一般社団法人2件、NPO法人2件、ボランティア団体1件である。12月の意見交換会では11名の通訳者の協力を得た。

(倫理面への配慮)  
該当事項なし。

**B. 研究方法**

8月、11月に医療通訳関係団体との意見交換会を実施した。12月に1事業団体に登録されている医療通訳者の協力を得て意見交換会を実施した。

8月の意見交換会では、糸魚川(2018)で比較検討した隣接分野の資格における「経過措置」の考え方<sup>1</sup>とこれに関するパブリックコメント

**C. 研究結果**

2017年度国際臨床医学会が実施した医療通訳認証制度案に関するパブリックコメントに提出された意見では、経過措置について、「少数言語への配慮」の視点から提案があった。少数言語の通訳者の養成について、講師や教材が不足しており言語に特化した研修や試験の実施が難しいという問題がある。試験を実施できない少数言語については経過措置期間終了後、通訳者の認証のすべがなくなる。「3年間の経

過措置とあるが、期間を制限せず、このやり方が続いてよいのではないか」という提案である（糸魚川 2018: 34）。そこで、今回の調査では、現任者に対する認定を「団体認証」と「実務経験による認証」（以下、実務者認証）とし、認証要件案を検討し、この2つの認証方法に関して医療通訳関係事業団体や通訳者にヒアリング等の調査を実施した。

なお、当初「経過措置」として公表された要件案はつぎのようになっている。

経過措置期間：開始から3年間

経過措置対象者：過去1年間に10回（過去2年間に15回）の医療通訳業務経験または過去1年間に20時間の医療通訳者として勤務、指定項目研修の修了

経過措置：所属機関長等による医療通訳経験または能力の証明、指定試験の免除

資格更新：4年

「団体認証」については、8月意見交換会時には要件案をより具体化するため、医療通訳関連事業の業務についても尋ね参考にすることとした。

今回の意見交換会で出された意見は重複するものはまとめ、できる限り本稿に掲載する。

## 1. 8月意見交換会

### 1.1 団体認証について

団体認証の考え方も含め、「経過措置」案とともに意見交換をおこなった。団体認証についてはつぎの意見があった。

- ・団体認証は、通訳者にメリットはあっても団体にとっては事務作業の負担が増えるのみでメリットがみえない。ぎりぎりのスタッフ数で処理をしているところでは余分な作業が入ってくるというイメージしかない。

- ・通訳者にとっては、一生懸命がんばってきたから認証されたといううれしい気持ちにはなるがそれ以外に見返りはあるのか。

- ・団体認証について、団体に任せる部分が多いのであれば検討可能。

- ・団体が個人の認証をするのではなく、団体を丸ごと認証するというのであれば検討可能。

- ・県など地域単位で認証することも可能では

ないか。

### 1.2 医療通訳事業の通常業務と団体認証を考える際の課題

団体認証について意見交換をすすめるなかで、医療通訳事業や医療通訳コーディネーター業務に関する意見が出された。

- ・コーディネーターが通訳者のレベルを把握している

- ・団体に所属していると通訳者の能力を把握し派遣においてある程度のコントロールがある。

- ・長年活動をしている団体は、どういう通訳者は困る、というのがわかっている。

- ・年に3回現任者研修を行い、登録通訳者はそのうち2回は出席しなければならない

- ・依頼に対し引き受けられない通訳者には評価を低くする

- ・震災後、外国人住民の国籍や言語が大きく変わり、対応が難しくなっている。派遣依頼があっても、だれもいかなより少しでもことばがわかる人がいった方がよいという判断で、先方にもそのような断りをして派遣している。したがって質の担保というにはほど遠い。現状では、提案されている制度に乗ることは難しい。国は観光に向けて医療通訳を考えているが、地方の現状をきちんとみてほしい。認証制度に対応できない地域にはどのようなことができるか、という考え方も必要。

- ・遠隔通訳が発展すれば、現在のように経歴のわからない人を送る必要はないのだろうが派遣依頼が多すぎて対処できていない。とくに保健所からの結核の保菌者への通訳依頼が増えている。

- ・通訳者の養成からみえてきたこととして、人材不足だからといって甘く評価すると、あとで問題になる。

- ・医療通訳では「空気がよめる」が大事。評価を可視化しにくいところで、ランク付けをしている。

### 1.3 実務経験による認証について

8月意見交換会では、先に紹介した2017年度経過措置要件案を提示し、実務者認証について意見を募った。つぎの意見がだされた。

- ・実務経験による認証案の「1年に10回の経

験」は少なすぎる。コンスタントに2、3年の経験を積む必要がある。

- ・回数でなく内容による。実務経験の基準は非常に難しい。

- ・症例でカウントすることも想定されるが、自分で症例を選ぶことは難しいので経験を積むのに時間がかかる可能性もある

#### 1.4 医療通訳認証制度案に関する意見

具体的な認証方法に関してだけでなく、認証制度そのものに対する意見があった。

- ・個人認証、団体認証ともに、通訳者・事業団体が認証されることのメリットがみえない。

- ・認証されたからといって、謝礼が増えるか。

- ・日本の医療通訳の現状は多様すぎる：例：各団体の養成講座の内容、登録通訳者のレベル、地域での需要、言語間にあるレベル（英語・中国語は高いレベルでの認証が可能であるが、そのレベルの他の言語に求めることは難しい）、このような差異をどう考えるか。

- ・プロの医療通訳の養成ということであれば問題ないが、需要のある言語であっても通訳者のレベルが全体的に高くなく認証するのが難しいのではないか。

- ・とくに少数言語については、認証がないまま危ない形ですすんでいるのでそこをどう打破するか。

- ・医療機関に雇用されている通訳者に、認証を受けましょうと言って受けるだろうか。医療機関からの要請が必要。

- ・大都市と地方を同じように考えて医療通訳の問題を解決するのは難しい。本当に希少言語だと認証は要求できない。

#### 1.5 認証の対象者の想定

- ・どのような医療通訳者を認証の対象と想定しているのか。

- ・医療通訳という職業で食べていけている人がどのくらいいるのかの調査が必要なのでは。

- ・ボランティアでやっている人にも学会に入ってもらいたいというのであればその論理的根拠が必要である。

- ・学会認証ということであれば、インバウンドやビジネスで医療通訳をやりたい人用にシステムを構築してはどうか。

- ・NPO や国際交流協会が学会に入会すること、

大会に参加したり、またそのための交通費などを支払うことはできない。アドオンの認証をとってくださと言われてもできないところがほとんどなのでは。そこを巻き込むつもりなら、状況を理解した上でシステム構築をする必要がある。現状では、医療者が安心して使える通訳者がほしただけのような感じがする。

- ・現状の制度案では、少数言語やすべての地域をカバーできるようなイメージができない。したがってもっと対象者を限定すべき（例：フリーランス通訳、通訳、レベル、都市圏など）。

#### 1.6 その他（制度設計について）

- ・医療機関が通訳を利用するときに、その通訳はだれなのかをカルテにかけないようにすべき

- ・大都市ではなく、「地方」をどのように巻き込むかで大きな変化になるのでは。

- ・語学のレベルや事務能力だけではなく、対人援助や通訳者としての基本的な教育を受ける必要がある。（とくに一部の言語の通訳者マナーが問題になった）

- ・厚労省の補助金で開講されている講座であっても、厚労省カリキュラムのレベルに達していない。そのような講座でも受講したら、認証されるのか。

- ・病院で雇用されている通訳者を病院が放っておいた、という問題もある。お金をだして研修を受けさせるような病院もあるが、通訳者任せにしてきた病院もある。たとえば、診察室に入ると通訳者と医師だけが話しているようなこともある。

- ・医療通訳の賠償保険はどうなるのか

#### 1.7 8月意見交換会まとめ

実務者認証について、どの程度の実務経験を認証の要件とするかは難しい問題である。経験は多く積んだ方がよりよいことは明らかであるが、満たすことが困難な要件を設定しては非現実的な認証制度になる。「必要最小限の知識と技術を有する医療通訳者の証明」<sup>2</sup>が認証の目的であることを踏まえて検討されなければならない。

2017年度国際臨床医学会が実施したパブリックコメントと同様に、認証を受けるメリットは何かを問う意見が多かった。一方で、「少

数言語については認証がないまま危ない形で進んでいる」、「通訳者任せにしてきた病院」など、医療通訳者の一定のレベルを証明する基準や制度がないことによって、研修を受けていない通訳者が医療機関直接雇用されているケースなどの問題点も出された。これを改善するためには、認証制度をつくるだけでなく、利用者、とくに医療者側の医療通訳に関する理解も必要である。

## 2. 11月意見交換会

8月の意見交換会を受け、団体認証の考え方、団体認証要件案のためのたたき台を作成し11月に医療通訳事業団体との意見交換会を実施した。

### 2.1 団体認証の考え方

団体認証案のあり方は、8月に実施した意見交換会で出された、医療通訳事業の業務内容(前節1.2)を三踏まえている。

1. 養成派遣の両事業を実施する団体を認証
2. 要件を満たす団体を認証
3. 所属する通訳者も認証されるが、団体の活動範囲のみ認証通訳となる
4. 団体の活動外で認証が必要であれば、個人で認証を申請(実務経験/試験)

通訳者の養成および派遣の両事業を実施する団体を対象としたのは、通訳者に実践の場を提供し、医療通訳の現場の課題を把握している必要があると考えたからである。つづいて、養成事業と派遣事業に関する認証要件案のたたき台を提示する。

### 2.2 養成事業に関する団体認証要件案たたき台

1. 医療通訳者の養成派遣事業を5年以上継続的に実施している
2. 医療通訳者養成講座において、修了時に選考を実施している
3. 養成講座は□時間以上で構成され、□科目が含まれている。
4. 養成講座には、講師として医療通訳の専門家がいる
5. 医療通訳者の養成について通訳言語運用能力の確認をしている(語学検定試験合格証明書も可とするか)

6. 現場研修をおこなっている
7. 通訳者に対し、年に1回以上フォローアップ研修をおこなっている
8. 登録通訳者の更新制度がある

本研究班の研究のなかでも繰り返し言われているとおり、医療通訳者の認証では、医療通訳試験に合格にしているだけでなく、高い言語能力を有すること、医療倫理・医療通訳倫理を含む医療通訳講座の受講、現場トレーニング(OJT)を受けていることが重視される。

### 2.3 派遣事業に関する認証要件案たたき台

1. 派遣のための医療通訳マニュアルや医療通訳倫理規定等が存在する
2. 通訳者の能力を把握する派遣コーディネーターが(複数)いる
3. 協定医療機関に派遣している
4. 協定医療機関との覚書文書等が存在する
5. 通訳者に対し、年に1回以上フォローアップ研修をおこなっている
6. 登録通訳者の更新制度がある
7. 利用料などの料金体系が明確である
8. 年□件以上の派遣実績がある
9. 活動実績報告書等(通訳者個人および事業者)を作成

### 2.4 団体認証要件案について意見

団体認証要件案たたき台についてはつぎの意見があった。

・国際交流協会など公益財団法人によって運営されている医療通訳事業では、登録医療通訳者のみが派遣されるわけではない。派遣できる登録医療通訳者がいない場合、事業団スタッフ、別事業の登録通訳者、医療通訳研修を受講したが登録していない者にもお願いすることがある。団体認証を受けることで登録医療通訳者以外のスタッフを派遣できなくなるのはデメリットである。

・公益財団法人はさまざまな事業活動をおこなっており、医療通訳事業に複数のスタッフをつけることは難しい。

### 2.5 認証制度全体について

意見交換をすすめるなかで、認証制度案そのものについても意見があった。

- ・そもそも認証制度の話がすすんでいることを知らなかった。メディカルツーリズムのことだと思っていた。

- ・認証制度運用開始後のイメージがわからないので回答は難しい。理念には賛同するが、医療機関側がどう考えるかによる。現在利用料、交通費を医療機関が全額負担している。認証制度導入後、利用料があがったとして誰の負担になるのか。訪日旅行者、医療ツーリズムでの利用は問題ないかもしれないが、住民である患者に大きな負担が発生するのはないかという懸念が残る。医療通訳利用料をどこが負担するかまでの制度設計が必要。

- ・ボランティアでやってきた人たちが認証を受け、プロの医療通訳者として一定の責任までも負うという意識が持てるかどうか。以前、医療通訳の場面を録画したいという医療機関からの依頼があったが、医療通訳者が拒否をした例がある。

- ・現登録者は、市内の協定病院にのみ通用する医療通訳研修受講証なので、認証制度ができ認証されれば全国どこに行っても通用すると考えられるので認証を受けようすすめたい。しかし費用面を考えると、お金に余裕のある日本人のみとなるのではないか。

- ・患者に寄り添う必要性を感じ対応してきた。全国的なスタンダードだと地域の特徴が失われる（または否定される）可能性もある。

## 2.6 その他

- ・医療通訳事業は当初協会スタッフの派遣から始まり、地域のプロ通訳者がボランティアとして協力し開始した。役所や病院に協力依頼をしたがまったく理解がえられなかった。その後、国立病院の医師の協力により大きく発展した。市内の他病院にも働きかけてもらい、協定病院が増えた。夜間の救急対応から開始したため、交通手段としてタクシーも許される。

- ・受講しても登録しない人もいる。

- ・医療通訳事業について広く広報をしているわけではない。現状では対応できているが利用は急増した場合のことを考えて行く必要がある。

- ・地域の外国人がセンターに集まる機会が多

く、そちらに呼びかけて医療通訳者養成を開始。日本人より同郷者が通訳する方が安心ではないか、文化的背景を知っている人の方がよいのではないかと考えている（実際そのようなケースがあった）。

- ・認証制度案の話聞き、多文化共生マネージャーのことを思い出した。自治体国際化協会が指定する条件を満たすことにより多文化共生マネージャーの認定をおこなう。自治体で多文化共生担当者は認定をとることをすすめられ認定されたが、認定されたことのメリットが不明（報酬アップがない、役所職員は異動により関係のない部署にまわされるなど）。

## 2.7 11月意見交換会まとめ

まず、認証制度について検討されていることが知られていない。また、認証制度の考え方には賛同できるが、認証を受けることによって活動に制約がかかるため認証は受けられない。スタッフ不足により要件を満たすことができないことなどが指摘された。通訳者にとって最初の派遣時にスタッフを同行させる、患者に治療以外の問題がないか確認するなど、メディエーターの役割も医療通訳事業が担っていることがわかった。手厚い支援をしている一方、予算の問題から、広報ができない、今後利用が増加した場合に対応できないなど、課題があることがわかった。

## 3. 通訳者との意見交換会

2018年に1事業団体の登録医療通訳者との意見交換会を実施した。多く寄せられた意見をまずまとめる。

### 3.1 まとめ

- ・認証制度案および昨年度のパブリックコメント実施について知っている通訳者はわずかであった。一方で、知っている参加者は具体的な詳細について質問、提案している（少数言語への対応、試験内容、試験会場、レベル、研修会の開催方法、認定後の報酬への影響など）。

- ・所属する自治体が認証制度に対し積極的でないことについて、自分たちが認証制度にどう関わっていけるのか不安。

- ・本認証制度（案）の医療通訳倫理について広く公表してほしい。

- ・講師が複数いる養成講座では、講師によっ

て見解が異なること、「医療通訳倫理」の授業で「しないように」習ったことでも、別の講師が理解していないことがある。全国的統一が必要であるとの声もあった。

団体認証では、医療通訳コーディネーターの知識や経験を有する人、研究を受けた人が団体にいることを条件とすべきである。

医療通訳認証制度への要望は、協力者が登録している医療通訳事業の課題でもある。なかでも「医療通訳倫理」の具体化と統一が期待されている。

### 3.2 認証制度の詳細について

・英語と中国語は、高い語学レベルでふるいにかけることはできても少数言語話者の認証はどうなるのか。少数言語の医療通訳について、遠隔でもよいので国で統一して養成しないのか。

・業務後の通訳者のメンタルサポートの窓口はあるのか。

・認定制度は最低限のレベル(ボランティアとして、など)の設定なのか、即戦力(プロとして)レベルなのか。この二つをともに満たすために、段階(レベル)を分けてはどうか？

・損害や医事紛争が生じた場合の責任範囲試験はどこで実施されるのか。東京だけなのか。

認証がなくてもできるとしたら、認証は意味があるのか。認証があったらどんな通訳ができるのか。

・報酬は語学レベル、もしくは業務レベルに応じて区分されているか。

・認証の有無で通訳報酬は変わるのか？変わるとしたら医療機関が報酬の高い通訳者に依頼を出すということが想定可能か。

### 3.3 試験の内容

・認定試験の内容には、語学力、通訳力、医療知識のほか、通訳倫理なども入るのか？どんな試験内容なのか

### 3.4 医療通訳の現状と課題

・認証は、インバウンドの仲介業者が派遣する通訳にこそ適用してほしい。きちんとした教育・研修を受けずに、外国語ができるというだけで通訳している人が半分くらいいる。そうい

う人は医療の専門用語は訳しておらず、通訳とコーディネーターを兼務しており、通訳が診察や検査の方針を決めているようなケースすらあった。

・医療機関側が求める「医療通訳」は、通訳業界から見た「通訳」のルールを逸脱したものになっている印象が強い。医療知識に偏りすぎて、語学力や通訳技術、通訳ルールが軽視されている。認証を考える際にもっと通訳業界の意見を聞くべき。

・医療機関側は「医師や看護師、医療関係者自身が外国語を話す外国語診療」を目指している印象が強い。その場合、医療過誤を防ぐための語学力の担保は誰がどのように行うのか？

・英語ができる医師はいるが、英語話者とは言え、様々な文化・習慣背景を持つ外国人患者に問題なく対応できるのか。医療者は外国語で言いたいことを「言えた」と思っているが、実際患者は理解できていないケースは多々あると思う。司法の分野でも外国人の被疑者・被告人がいて外国語が必要だが、司法では法律関係者が自ら外国語を使うことはなく、必ず第三者である通訳を入れる。医療は、医療者が外国語を話せばそれでよいのか？言語は、その文化的・習慣的背景も理解している言語のプロに任せるべきだと思う。

## D. 考察

「団体認証」は、2016年度「医療通訳の認証のあり方に関する研究」及び2017年度本研究班が実施した、関係者に対する意見交換会等でだされた意見に基づき提案した認証方法案である。

団体認証は、団体を認証することでそこに登録する通訳者を認定するという考え方である。一度に多くの通訳者の認定が可能であること、通訳者にとって簡易な手続きで認定されるなどのメリットがある。今回の調査ではあらたに、通訳者にとっては所属する医療通訳団体の事業改善のために有効であるという意見がだされた。

一方、すでに体制が整っている事業団体や地域に根付いた活動の蓄積がある事業団体にとって、団体として認証されることのメリット

が明確でない。また、要件を満たそうとすると現在の医療通訳事業が維持できなくなると想定されるというケースがある。要件を満たすことが難しいという事業もあった。とくに公益財団法人にとっては厳しい条件となることがわかった(医療通訳コーディネーターを複数配置すること、医療通訳登録者のみの派遣)。また、糸魚川(2018)で述べたように、認定されても団体の活動に制限されるため、医療通訳の職業化に結びつきにくい認定方法といえる。

個人の実務経験による実務者認証では、同じく個人を認証する試験合格による認証の要件とのすり合わせが必要である。ある制度によって認証された通訳者はどのような認証方法であっても、ある一定レベルの能力と技術を有していることが保証されなければならない。認証する側は何を保証しているかを示すことが求められる。2018年度本研究班の成果として公表された医療通訳者認定の考え方はつぎのようになっている<sup>3</sup>。

育成-医療通訳育成カリキュラム基準

認定-条件(試験合格認定と実務者認定、更新あり)

研修-医療機関での認定医療通訳者の受け入れと研修

医療通訳認証の目的は「必要最低限の知識と技術を有する医療通訳者の証明」である<sup>4</sup>。そのレベルとは「育成」で示されている「医療通訳育成カリキュラム基準」である。また「高い語学力を医療通訳認証に必要な条件とすること」が提示されており具体的にはCEFR B2以上の語学力が求められる<sup>5</sup>。試験合格による認証と実務者認証についてイメージするため対照表に表す(表1)。

実務経験認証を具体化するにあたり重要なのは、だれが実務経験と能力を証明するかである。認定申請者本人の自己申告だけでは経験を証明したことになる。経験を証明するのは第三者(所属の部長または通訳を利用した医療機関など)が適当であろう。一方、医療通訳で求められる言語能力については、それをある一定の基準で公正に測定している期間による証明であることが望ましい。語学検定試験の合格通知やレベルの証明書、講座の修了証などであることが想定される。

医療通訳関係事業団体への調査でみえてきたことは、調査協力団体(公益財団法人、NPO

法人、ボランティア団体)の事業における作業量の多さと通訳者と患者に対する手厚いサポートである。登録通訳者のレベルや医療通訳者としての「適性」を考慮し、派遣内容に応じて派遣するという考え方が今回調査協力を得たNPO法人、公益財団法人、ボランティア団体に一致していた。通訳者の初回派遣に同行しスーパーバイザーの役割も果たしている。または公益財団法人による事業では、患者が治療以外に生活上の問題を抱えていないかを把握し必要な場合は行政の他の部局につなぐなどメディエーターの役割を果たしているところもある。

地域によって事業の立ち上げ経緯や方法、体制が多様であるため、医療通訳の考え方が異なる。したがって、医療通訳業務も多様である。2.5で紹介した意見、「患者に寄り添う必要性を感じ対応してきた。全国的なスタンダードだと地域の特徴が失われる(または否定される)可能性もある」という考え方がある。一方、通訳者との意見交換会では、認証制度の立ち上げに対し、医療通訳コーディネーターの資質や医療通訳倫理の具体化と全国的な統一への期待が示された。医療通訳とは何をやる業種で、何をしないか、またしてはならないことは何か、などの医療通訳倫理の策定が求められており、それを医療通訳認証制度に期待されているということであろう。医療通訳認証制度は医療通訳のどこに関わりどこに関わらないのか、について明確しなければならない状況に置かれている。また、医療通訳倫理は通訳者が知っているだけでなく、医療通訳事業者や利用者にも周知し、ユーザートレーニングなども今後は検討されなければならない。

医療通訳認証制度の検討について周知不足であることも今回の調査でわかった。現在、日本の医療通訳をめぐる議論がどのように進んでいるのかがわかりにくいことも理由として考えられる。

意見交換会ごとにほぼ毎回、認証を受けるメリットについて問われる。認証によって何が変わるかという疑問である。具体的には、ボランティアでの実践がほとんどである地域医療通訳に適切な報酬が支払われるのか、ということであろう。一方、今回の意見交換会では、一定の責任を負ってプロになりたいと思う通訳者がそんなにいるだろうか、という疑問も出ている。現任者には、ボランティアのままよい

という人も少なからずいることが言われている。日本の医療通訳について制度の面では「この10年堂々巡りですすんでいない」<sup>6</sup>という評価がある。この状況に認証制度がどう貢献するかも問われている。

## E. 結論

本研究では、医療通訳認証における団体認証と実務者認証について医療通訳関連事業団体と医療通訳者に対しヒアリング等の調査を実施した。以下を結論としてまとめる。

- ・団体認証の考え方を導入することで、よりよい医療通訳システム事業につながる期待がもてる。
- ・一方、現状では、認証される団体に、作業が増える、事業が一部制約されるなど、大きなメリットがない。
- ・実務者認定は、試験合格による認定と同等のレベルであること、または更新時に同じレベルに達することが明示できる制度であることが望ましい。
- ・個人を認定する実務者認定であっても、医療機関や登録している医療通訳事業団体の理解と協力が必要である。

## 参考文献

- ・ 糸魚川美樹(2018)「医療通訳認定制度実用化に向けた経過措置と登録管理について」(厚生省科研「医療通訳認証の実用化に関する研究」2017年度分担研究報告書)32-41

## F. 健康危険情報

特になし

## G. 研究発表

1. 論文発表  
糸魚川美樹(2019)「医療通訳研究のための覚書」『ことばの世界』第11号愛知県立大学通訳翻訳研究所、pp.25-34
2. 学会発表  
1) 糸魚川美樹「社会言語学の課題としての医療通訳研究」第78回多言語社会研究会(東京例会)2019年1月26日女子美術大学杉並キャンパス

## H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得  
なし
2. 実用新案登録  
なし
3. その他  
なし

<sup>1</sup>糸魚川(2018)において、医療通訳認証における「経過措置」のあり方や実務経験の扱い方について隣接分野の資格等(「介護福祉士」、「公認心理士」、「臨床心理士」、「医療通訳基礎技能認定試験」と比較検討した。「経過措置」を設けている資格制度では、経過措置期間中の登録には、継続した実務経験と一定の要件が設けられている。さらに、経過措置終了までに指定の試験に合格しなければ更新不可となり資格登録が解除される。

<sup>2</sup>押味貴之「医療通訳認証の実用化に関する研究」2019年3月「医療通訳士認定制度説明会」資料。

<sup>3</sup>「医療機関向け 医療通訳の理解を深めるリーフレット」2018年度厚生労働省科学研究費補助金による「医療通訳認証の実用化に対する研究」研究班

<sup>4</sup> 押味貴之「医療通訳認証の実用化に関する研究」2019年3月「医療通訳士認定制度説明会」資料。

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> 井田健 研究発表「地域中核病院における医療通訳さんの重要性」2018年12月8日国際臨床医学会学術集会

表 1 ( 認証方法案のイメージ )

試験合格認証	実務者認証
育成の修了 医療通訳試験 研修	実務経験を第三者が証明 通訳対象言語の能力を証明 ( 語学試験 B2 相当 ) 医療通訳講座の受講の証明 医療安全の講習受講 ( 学会提供 )
育成の修了 試験認証 通訳実務、研修 4年後更新	実務経験 認証 実務、研修 ( 医療通訳育成カリキュ ラム基準 ) 4年後更新